

エンディングノート作成等業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和8年7月10日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

エンディングノート作成等業務

(2) 業務内容

本業務は、高齢者が人生の最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、これまでの人生を振り返り、本人の希望や思いを整理し、家族や大切な人に伝えるためのツールとしてエンディングノート（以下「ノート」という。）を作成するとともに、ノートの活用支援及び「終活」の普及・啓発のためのセミナーを開催するもの。

(3) 仕様等

別紙 基本仕様書のとおり

(4) 履行期間

ア ノート作成

協定締結の日から令和11年11月30日まで

イ セミナー開催

各年のノートの納品日から翌年3月31日まで

(5) 費用

ノートの編集、印刷、製本、納品に伴う送料等及びセミナーの開催に係る費用（講師派遣費用を含み、会場代を除く。）は受注者が全額負担する。

(6) 担当課

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎2階）

電話：(082) 504-2143

FAX：(082) 504-2136

E-mail：korei@city.hiroshima.lg.jp

2 公募型プロポーザル応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 過去3年間以内に地方公共団体から広告事業によるエンディングノート又はそれに類する出版物の作成を受注し、履行完了した実績があること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 プロポーザル説明書等の配布方法

公募型プロポーザル説明書及び応募書類書式は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

(ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」)

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和8年7月31日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成30年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

前記1(6)の担当課

4 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和8年7月24日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

ウ 提出先

前記1(6)の担当課

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答する。また、前記1(6)の担当課において、令和8年7月31日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

5 参加申込受付

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第2号)

イ 前記2に該当していることが確認できる書類

(ア) 法人の定款及び法人の登記事項証明書

(イ) 広島市税の納税証明書(提出日から起算して3か月以内のもの)

※広島市内に事業所を有していない場合は、申立書(様式第6号)を提出すること。

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれかで、提出日から起算して3か月以内のもの)

(エ) 過去3年間以内に地方公共団体から広告事業によるエンディングノート又はそれに類する出版物の作成を受注し、履行完了した実績がわかるもの。

(2) 申込期間

公示日から令和8年7月24日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出先

前記1(6)の担当課

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、前記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和8年7月31日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(3) 提出先

前記1(6)の担当課

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書(様式第3号)	1部
イ 企画提案書(様式第4号)	9部(正本1部+副本8部)
ウ その他企画提案を説明するために必要な書類(任意)	9部(正本1部+副本8部)
エ 応募者の概要及び事業内容等を説明す	9部(正本1部+副本8部)

るために必要な資料（任意）	
---------------	--

(5) 留意事項

- ア 提案は、1者につき1件とする。
- イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本にのみ記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。
- ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。また、企画提案書の提出から協定締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。
- オ 提出書類は返却しない。
- カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第5条第1項に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

7 受託候補者の特定

- (1) 審査
 - 企画提案書の審査は、エンディングノート作成等業務審査委員会が行う。
- (2) 受託候補者特定基準
 - 公募型プロポーザル説明書による。
- (3) 審査結果の通知
 - 審査結果は、プロポーザル応募者全員に対して審査終了後、通知するほか、広島市ホームページにて応募者全員の商号・名称、評価結果（点数）を公表する。

8 その他

- (1) 協定において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- (2) 協定書作成の要否
 - 要する。
- (3) その他
 - 詳細は公募型プロポーザル説明書による。